

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|--|---|--|
| <p>都道府県漁業調整規則例</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項並びに第百十九条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、〇〇県漁業調整規則を次のように定める。</p> | <p>赤字：国の規則例と異なる箇所</p> <p>下線部（太字）：現行規則から内容を変更した箇所（規則例の改正に伴うものは除く。）</p> <p>千葉県漁業調整規則</p> <p>千葉県漁業調整規則をここに公布する。</p> | <p>昭和四十年九月二十一日規則第六十九号</p> <p>昭和四三年 一月一九日規則第一号</p> <p>昭和四三年 七月一九日規則第四三号</p> <p>昭和四四年 八月一九日規則第六五号</p> <p>昭和四六年 九月一七日規則第七二号</p> <p>昭和四七年 二月二二日規則第四号</p> <p>昭和四七年 七月一一日規則第五一号</p> <p>昭和四八年 六月一二日規則第四二号</p> <p>昭和五〇年 八月一二日規則第四四号</p> <p>昭和五二年 六月 七日規則第四〇号</p> <p>昭和五三年 四月 一日規則第一八号</p> <p>昭和五三年 六月 六日規則第三六号</p> <p>昭和五三年一〇月一六日規則第七二号</p> <p>昭和五八年 六月一七日規則第五七号</p> <p>昭和五八年 八月 五日規則第六九号</p> <p>昭和六一年 六月一三日規則第四〇号</p> <p>平成 六年 九月二九日規則第六〇号</p> <p>平成一二年 三月一七日規則第一六号</p> <p>平成一三年 三月三〇日規則第三六号</p> <p>平成一三年 九月二八日規則第一〇三号</p> <p>平成一四年 三月一二日規則第一四号</p> <p>平成一四年 八月 六日規則第八一号</p> <p>平成一五年 三月二八日規則第四二号</p> <p>平成一六年 六月二九日規則第一四四号</p> <p>平成一七年 二月 八日規則第八号</p> <p>平成一七年 六月二八日規則第一二八号</p> <p>平成一七年十一月二九日規則第一八二号</p> <p>平成二〇年 三月二八日規則第二〇号</p> <p>平成二一年一月一五日規則第九三号</p> <p>平成二三年 七月 八日規則九五号</p> <p>平成三〇年 一月一九日規則第一号</p> <p>千葉県海面漁業調整規則</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。</p> | <p>昭和四十一年三月十八日規則第七号</p> <p>昭和四七年 六月 九日規則第四〇号</p> <p>昭和五一年十一月三〇日規則第七七号</p> <p>昭和五三年 四月 一日規則第一八号</p> <p>昭和五八年 六月一七日規則第五九号</p> <p>昭和六一年一〇月二一日規則第六一号</p> <p>平成 五年 三月三一日規則第二二号</p> <p>平成 六年 九月二九日規則第六一号</p> <p>平成一二年 三月二四日規則第二六号</p> <p>平成一三年 三月三〇日規則第三七号</p> <p>平成一三年 九月二八日規則第一〇四号</p> <p>千葉県内水面漁業調整規則</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|---|---|
| <p>令和 年 月 日 〇〇県知事 氏 名</p> <p>〇〇県漁業調整規則</p> <p>目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業の許可（第四条―第三十二条） 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十三条―第五十条） 第四章 漁業の取締り（第五十一条―第五十四条） 第五章 雑則（第五十五条―第六十条） 第六章 罰則（第六十一条―第六十四条）</p> <p>第一章 総則 （目的） 第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請） 第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項、第三十二条第二項又は第三十四条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> | <p>令和二年 月 日 千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>千葉県漁業調整規則</p> <p>目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業の許可（第四条―第三十一条） 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条―第四十八条） 第四章 漁業の取締り（第四十九条―第五十二条） 第五章 雑則（第五十三条―第五十八条） 第六章 罰則（第五十九条―第六十二条）</p> <p>附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請） 第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> | <p>目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 漁業の許可等（第七条―第三十三条） 第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第三十四条―第五十八条） 第四章 罰則（第五十九条―第六十二条） 附則</p> <p>第一章 総則 （目的） 第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまって、海面における漁業取締、漁業調整及び水産資源の保護培養を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第二条 この規則は、法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請又は届出） 第三条 県内に住所を有しない者が第二種共同漁業（法第六条第五項第二号に規定する第二種共同漁業をいう。）、中型まき網漁業（法第六十六条第一項に規定する中型まき網漁業をいう。）並びに第七条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その者の住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則一六号〕、一部改正〔平成一四年規則一四号・二〇年二〇号〕</p> | <p>目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 水産動植物の採捕の許可（第六条―第二十三条） 第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等（第二十四条―第三十五条） 第四章 罰則（第三十六条―第三十八条） 附則</p> <p>第一章 総則 （目的） 第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまって内水面における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p> <p>全部改正〔昭和五一年規則七七号〕</p> <p>（適用範囲） 第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請又は届出） 第三条 県内に住所を有しない者が第五種共同漁業（漁業法第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業をいう。）に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。</p> <p>全部改正〔平成一二年規則二六号〕</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----------------|------|---------|---------------|---------|--------------------|---------|--------------|------|--------------------|----------------|--------|---|
| <p>(代表者の届出)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第二章 漁業の許可 (知事による漁業の許可)</p> | <p>(代表者の届出)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第二章 漁業の許可 (知事による漁業の許可)</p> | <p>(代表者の届出)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記第一号様式によるものとする。</p> <p>(漁業権等に関する申請書の様式)</p> <p>第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記第二号様式</p> <p>二 法第十条の規定による免許の申請書 別記第三号様式</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三六号〕</p> <p>(小型機船底びき網漁業の地方名称)</p> <p>第六条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1318 2154 1780"> <tr> <td>小型機船底びき網漁業の種類</td> <td>地方名称</td> </tr> <tr> <td>手繰第一種漁業</td> <td>機船手繰網漁業、手繰網漁業</td> </tr> <tr> <td>手繰第二種漁業</td> <td>機船手繰網漁業、自家用えさびき網漁業</td> </tr> <tr> <td>手繰第三種漁業</td> <td>貝けた網漁業、貝まき漁業</td> </tr> <tr> <td>打瀬漁業</td> <td>打瀬網漁業、けた網漁業、貝けた網漁業</td> </tr> <tr> <td>その他の小型機船底びき網漁業</td> <td>板びき網漁業</td> </tr> </table> <p>第二章 漁業の許可等 (漁業の許可)</p> | 小型機船底びき網漁業の種類 | 地方名称 | 手繰第一種漁業 | 機船手繰網漁業、手繰網漁業 | 手繰第二種漁業 | 機船手繰網漁業、自家用えさびき網漁業 | 手繰第三種漁業 | 貝けた網漁業、貝まき漁業 | 打瀬漁業 | 打瀬網漁業、けた網漁業、貝けた網漁業 | その他の小型機船底びき網漁業 | 板びき網漁業 | <p>(代表者の届出)</p> <p>第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記第一号様式によるものとする。</p> <p>(漁業権等に関する申請書の様式)</p> <p>第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記第二号様式</p> <p>二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記第三号様式</p> <p>三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 別記第四号様式</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三七号〕</p> |
| 小型機船底びき網漁業の種類 | 地方名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰第一種漁業 | 機船手繰網漁業、手繰網漁業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰第二種漁業 | 機船手繰網漁業、自家用えさびき網漁業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰第三種漁業 | 貝けた網漁業、貝まき漁業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 打瀬漁業 | 打瀬網漁業、けた網漁業、貝けた網漁業 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の小型機船底びき網漁業 | 板びき網漁業 | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|---|-----------------|
| <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）</p> <p>二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業</p> <p>三 しじみ漁業 内水面においてじょれんによりしじみをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）</p> <p>四 さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業</p> <p>五 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）</p> <p>六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）</p> <p>七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業</p> <p>八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）</p> <p>九 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業</p> <p>十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業</p> <p>十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業</p> <p>十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業を除く。）</p> <p>十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業</p> <p>十四 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業</p> <p>十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網によ</p> | <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次の各号に掲げる漁業（第五号、第八号、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十九号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業</p> <p>二 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業</p> <p>三 ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業</p> <p>四 火光利用さば漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して一本釣又はたもすくいによりさばをとることを目的とする漁業（火光を利用するものに限る。）</p> <p>五 敷網漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して敷網により行う漁業（さんまをとることを目的とするものを除く。）</p> <p>六 刺し網漁業 海面において流し刺し網（いわし、ぶり、さば又はめぬけをとることを目的とするものに限る。）、まき刺し網、狩刺し網又は重ね式刺し網により行う漁業（第八号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）</p> <p>七 かじき等流し網漁業 海面（総トン数十トン以上の動力漁船を使用する場合には、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域に限る。）において流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業</p> <p>八 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業</p> <p>九 はえ縄漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用してはえ縄により行う漁業</p> <p>十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業</p> <p>十一 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器</p> | <p>第七条 次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十二号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第五号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十六号から第十八号までに規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）</p> <p>二 機船船びき網（以下「機船船びき網漁業」という。）</p> <p>三 ごち網（動力漁船を使用するものに限る。以下「ごち網漁業」という。）</p> <p>四 火光利用さば（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。以下「火光利用さば漁業」という。）</p> <p>五 敷網（さんまを目的とするもの及び総トン数五トン未満の船舶によるものを除く。以下「敷網漁業」という。）</p> <p>六 さし網（流しさし網（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いわし、ぶり、さば又はめぬけを目的とするものに限る。）、まきさし網、狩さし網及び重ね式さし網に限る。以下「さし網漁業」という。）</p> <p>七 はえなわ（総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。以下「はえなわ漁業」という。）</p> <p>八 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）</p> <p>九 いるか突棒（以下「いるか突棒漁業」という。）</p> <p>十 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）</p> <p>十一 たこつぼ（以下「たこつぼ漁業」という。）</p> <p>十二 かご（以下「かご漁業」という。）</p> <p>十三 <u>えびかぶせ網（照明を利用するものに限る。以下「えびかぶせ網漁業」という。）</u></p> <p>十四 <u>空釣なわ（以下「空釣なわ漁業」という。）</u></p> <p>十五 葛なわ敷網（動力漁船を使用するものに限る。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|--|--|-----------------|
| <p>り行う漁業</p> <p>十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業（第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>（許可を受けた者の責務）</p> <p>第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得す</p> | <p>を含む。）により行う漁業</p> <p>十二 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業</p> <p>十三 かご漁業 海面においてかごにより行う漁業</p> <p>十四 <u>いか釣り漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用して釣りによりい</u> <u>かをとることを目的とする漁業</u></p> <p>十五 葛縄敷網漁業 海面において動力漁船を使用して葛縄敷網により行う漁業</p> <p>十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業</p> <p>十七 すだて漁業 海面においてすだてにより行う漁業</p> <p>十八 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>十九 <u>なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</u></p> <p>二十 <u>うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業</u></p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から第十四号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>（許可を受けた者の責務）</p> <p>第五条 知事許可漁業について前条第一項の許可（以下この章（第十六条を除く。）において単に「許可」という。）を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得す</p> | <p>以下「葛なわ敷網漁業」という。）</p> <p>十六 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）</p> <p>十七 すだて（以下「すだて漁業」という。）</p> <p>十八 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）</p> <p>一部改正〔昭和四六年規則七二号・四七年四号・五〇年四四号・五三年三六号・平成一四年一四号・一六年一四四号・二〇年二〇号・三〇年一号〕</p> <p>（新設）</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|--|--|-----------------|
| <p>る前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p> <p>第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可</p> | <p>る前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p> <p>第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号から第十四号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出</p> | <p>しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとにあらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。</p> <p>第二十二条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第八条 法第六十六条第一項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、法第六十六条第一項に規定する漁業及び前条第一号から第十二号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二条第一項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。</p> <p>4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|--|-----------------|
| <p>をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（許可又は起業の認可をしない場合）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>（許可又は起業の認可についての適格性）</p> | <p>を求めることができる。</p> <p>（許可又は起業の認可をしない場合）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>（許可又は起業の認可についての適格性）</p> | <p>亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第一項の申請書のほか、許可に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三六号・一四年一四号・一六年一四四号・二〇年二〇号〕</p> <p>（許可等をしない場合）</p> <p>第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号〕</p> <p>（許可等についての適格性）</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|--|-----------------|
| <p>第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新規の許可又は起業の認可）</p> <p>第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 ……</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による</p> | <p>第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 法人であって、その役員又は法第五十八条において準用する同法第四十一条第一項第三号の政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新規の許可又は起業の認可）</p> <p>第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次の各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 漁業を営む者の資格</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて同項の規定による</p> | <p>第二十四条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p> <p>（許可等の定数）</p> <p>第二十五条 知事は、漁業調整、漁業取締又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業及び法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。</p> <p>2 知事は、漁業調整上必要があると認めるときは前項の規定により定める定数をさらに海域ごと又は漁業種類ごとに定めることがある。</p> <p>3 知事は、前二項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>4 法第六十六条第三項の規定により知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。</p> <p>5 知事は、第一項及び第二項の定数（前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。</p> <p>6 第三項及び前項の規定は、第一項及び第二項の規定</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|--|-----------------|
| <p>公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添</p> | <p>公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添</p> | <p>により定めた定数を変更する場合に準用する。 一部改正〔平成二〇年規則二〇号〕</p> <p>（許可等の基準）</p> <p>第二十六条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合は、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため、又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。</p> <p>二 当該漁業の従事者が当該漁業者としてその自立を図ること。</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすると定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|---|-----------------|
| <p>え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（公示における留意事項）</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>（許可等の条件）</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなけれ</p> | <p>（公示における留意事項）</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>（許可等の条件）</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなけれ</p> | <p>一 当該漁業の操業状況</p> <p>二 各申請者が当該漁業に依存する程度</p> <p>三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数</p> <p>4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（許可等の制限又は条件）</p> <p>第十四条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。</p> <p>（許可等の特例）</p> <p>第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|---|-----------------|
| <p>ばならない。</p> <p>一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。</p> | <p>ばならない。</p> <p>一 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> | <p>の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとするものが、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合</p> <p>二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。</p> <p>三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|---|-----------------|
| <p>（許可の有効期間）</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 三年</p> <p>三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>（変更の許可）</p> <p>第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> | <p>（許可の有効期間）</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 ただし、前条の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第一号から第十九号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 第四条第一項第二十号に掲げる漁業 一年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>（変更の許可）</p> <p>第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> | <p>四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合</p> <p>2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三六号〕</p> <p>（許可の有効期間）</p> <p>第九条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定によつて許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。</p> <p>（許可等の変更）</p> <p>第十六条 漁業の許可又は第二十一条の規定による起業の認可を受けた者が、その漁業許可の内容又は起業の認可を変更しようとするときは、別記第七号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。</p> <p>（許可の内容に違反する操業の禁止）</p> <p>第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|---|-----------------|
| <p>3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（相続又は法人の合併若しくは分割）</p> <p>第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（許可等の失効）</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> | <p>3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（相続又は法人の合併若しくは分割）</p> <p>第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（許可等の失効）</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> | <p>（相続又は法人の合併若しくは分割）</p> <p>第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三六号〕</p> <p>（許可等の失効）</p> <p>第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、当該許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該許可はその効力を失う。</p> <p>3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。</p> <p>一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | |
|--|-------------------|----------------|---|---------|---------|-------------------|------|-----------|---|---|--|
| <p>(休業等の届出)</p> <p>第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(休業による許可の取消し)</p> <p>第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="133 1543 742 1904"> <thead> <tr> <th>知事許可漁業の種類</th> <th>期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業、小型機船 底びき網漁業、瀬戸内海機 船船びき網漁業及び小型さ け・ます流し網漁業</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>うなぎ稚魚漁業</td> <td>漁業時期の終了後三 十日以内</td> </tr> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>当該航海終了後三十</td> </tr> </tbody> </table> | 知事許可漁業の種類 | 期限 | 中型まき網漁業、小型機船 底びき網漁業、瀬戸内海機 船船びき網漁業及び小型さ け・ます流し網漁業 | 翌月の十日まで | うなぎ稚魚漁業 | 漁業時期の終了後三 十日以内 | 〇〇漁業 | 当該航海終了後三十 | <p>(休業等の届出)</p> <p>第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(休業による許可の取消し)</p> <p>第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、漁業時期の終了後二月以内に、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 報告の対象となる期間</p> <p>四 漁獲量その他の漁業生産の実績</p> <p>五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況</p> <p>六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況</p> | <p>第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者が当該許可を受けた日から六月間又は引続き一年間休業したときは、当該許可を取り消すことがある。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第一項若しくは第五十条の規定による処分又は法第六十七条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第六十八条第一項の規定による指示若しくは同条第四項において準用する法第六十七条第十一項の規定による命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休養しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号・一二年一六号・一三年一〇三号〕</p> <p>(新設)</p> | |
| 知事許可漁業の種類 | 期限 | | | | | | | | | | |
| 中型まき網漁業、小型機船 底びき網漁業、瀬戸内海機 船船びき網漁業及び小型さ け・ます流し網漁業 | 翌月の十日まで | | | | | | | | | | |
| うなぎ稚魚漁業 | 漁業時期の終了後三 十日以内 | | | | | | | | | | |
| 〇〇漁業 | 当該航海終了後三十 | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | |
|---|--------------|----------------|-----------------|---------|--|---|--|
| <table border="1" data-bbox="133 157 742 241"> <tr> <td data-bbox="133 157 474 199"></td> <td data-bbox="486 157 742 199">日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="133 199 474 241">〇〇漁業</td> <td data-bbox="486 199 742 241">翌月の十日まで</td> </tr> </table> <p data-bbox="92 252 774 777"> 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称） 二 許可番号 三 報告の対象となる期間 四 漁獲量その他の漁業生産の実績 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況 七 その他必要な事項 （適格性の喪失等による許可等の取消し等） 第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 （公益上の必要による許可等の取消し等） 第二十三條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。 </p> | | 日以内 | 〇〇漁業 | 翌月の十日まで | <p data-bbox="786 157 1469 777">七 その他必要な事項 （適格性の喪失等による許可等の取消し等） 第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 （公益上の必要による許可等の取消し等） 第二十三條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。 </p> | <p data-bbox="1481 157 2163 777">（許可等の取消し） 第三十條 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。 2 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。 3 第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 一部改正〔平成六年規則六〇号〕 （漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等） 第三十二條 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることがあ </p> | |
| | 日以内 | | | | | | |
| 〇〇漁業 | 翌月の十日まで | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|--|-----------------|
| <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>（許可証の備付け等の義務）</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は</p> | <p>2 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 前条第四項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次の各号に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>（許可証の備付け等の義務）</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は</p> | <p>る。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。</p> <p>4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第一項及び第二項の場合には、第三十条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号〕</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、当該申請者に別記第五号様式の許可証を交付する。</p> <p>（許可証の携帯義務）</p> <p>第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しをもつてこれに代えることができる。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|--|-----------------|
| <p>自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>四 書換えの内容</p> <p>五 書換えを必要とする理由</p> <p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p> <p>第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十三条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> | <p>自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>四 書換えの内容</p> <p>五 書換えを必要とする理由</p> <p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p> <p>第二十九条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> | <p>3 前項の許可証の写しは、許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則一六号〕</p> <p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）は、すみやかに別記第八号様式により知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p> <p>第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十六条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> <p>二 第十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p> <p>三 第二十九条第二項の規定による届け出があつたとき。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|--|-----------------|
| <p>き。</p> <p>三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。</p> <p>四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>（許可証の返納）</p> <p>第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。</p> <p>（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）</p> <p>第三十一条 許可を受けた者（第四条第一項第○号及び第○号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p> <p>（特定の漁業の許可）</p> <p>第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 ○○漁業 ……</p> <p>二 ○○漁業 ……</p> | <p>三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。</p> <p>四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>（許可証の返納）</p> <p>第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前各項の手続をしなければならない。</p> <p>（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）</p> <p>第三十一条 許可（法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記第一号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p> | <p>四 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限し、若しくは条件を付けたとき。</p> <p>（許可証の返納）</p> <p>第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前各項の手続をしなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三六号〕</p> <p>（許可番号の表示）</p> <p>第十三条 法第六十六条第一項に規定する漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側のおおむね中央部に別記第六号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 前項の表示をした者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに当該表示を消さなければならない。</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--------------|----------------|-----------------|
| <p>2 前項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 第九条第一項第二号に該当する場合</p> <p>二 申請者が第十条第一項各号のいずれかに該当する者である場合</p> <p>三 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>4 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、許可に条件を付けることができる。</p> <p>5 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可後、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>6 第一項の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに三年を超えない範囲内において知事が定めるものとする。</p> <p>7 知事は、第一項の許可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可を取り消さなければならない。</p> <p>8 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>9 第一項の許可を受けた者は、第二十一条第二項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>10 前項に定めるもののほか、同項の規定による報告に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。</p> <p>11 第八条第二項、第二十三条第一項及び第二十四条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用</p> | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|--|---|--|
| <p>する。</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置</p> <p>（漁業の禁止）</p> <p>第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業</p> <p>イ ○○（以下「○○漁業」という。）</p> <p>ロ ○○（以下「○○漁業」という。）</p> <p>二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業</p> <p>イ 沖縄式追込網（以下「沖縄式追込網漁業」という。）</p> <p>ロ 空釣こぎ（以下「空釣こぎ漁業」という。）</p> <p>（内水面における水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 やな</p> <p>二 まき網</p> <p>三 打瀬網</p> <p>四 す建網</p> <p>五 刺し網</p> <p>六 建干網</p> <p>七 石かま漁法（石倉漁法を含む。）</p> <p>八 鵜飼漁法</p> <p>九 ……</p> | <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置</p> <p>（漁業の禁止）</p> <p>第三十二条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。</p> <p>一 沖縄式追込網</p> <p>二 空釣こぎ</p> <p>三 <u>空釣縄</u></p> <p>（内水面における水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第三十三条 内水面において次の各号に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 <u>刺し網（利根川以外における重ね式刺し網を除く。）</u></p> <p>二 <u>ひき網（次号に掲げる地びき網を除く。）</u></p> <p>三 <u>地びき網</u></p> <p>四 <u>四手網（方二メートル以上のものに限る。）</u></p> <p>五 <u>つぼ網</u></p> <p>六 <u>張網</u></p> <p>七 <u>無双網（けんさき網を含む。）</u></p> <p>八 <u>ふくろ網（掛ぶくろ網、地ごく網、かし木張網、落し網、長ぶくろ網、張切網及びこれらに類するものを含む。）</u></p> <p>九 <u>建干網（干し揚げ）</u></p> <p>十 <u>すだて（網すだてを含む。）</u></p> <p>十一 <u>かぶせ網（おおげ網及びこれらに類するものを含む。）</u></p> <p>十二 <u>投網</u></p> <p>十三 <u>すくい網（船を使用するものに限る。）</u></p> <p>十四 やな</p> | <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等</p> <p>（漁業の禁止）</p> <p>第三十八条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。</p> <p>一 沖縄式追込網</p> <p>二 空釣こぎ</p> <p>一部改正〔平成二〇年規則二〇号〕</p> | <p>第二章 水産動植物の採捕の許可</p> <p>（水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第六条 次に各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。</p> <p>一 さし網（利根川以外におけるかさね式さし網を除く。）</p> <p>二 ひき網（次号に掲げる地びき網を除く。）</p> <p>三 地びき網</p> <p>四 四手網（方二メートル以上のものに限る。）</p> <p>五 つぼ網</p> <p>六 張網</p> <p>七 無双網（けんさき網を含む。）</p> <p>八 ふくろ網（掛ぶくろ網、地ごく網、かし木張網、落し網、長ぶくろ網、張切網及びこれらに類するものを含む。）</p> <p>九 建干網（干し揚げ）</p> <p>十 すだて（網すだてを含む。）</p> <p>十一 かぶせ網（おおげ網及びこれらに類するものを含む。）</p> <p>十二 投網</p> <p>十三 すくい網（船を使用するものに限る。）</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|----------------|--|
| <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合</p> <p>二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</p> <p>三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</p> <p>四 漁具の数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合</p> <p>二 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</p> <p>6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限</p> | <p>十五 柴漬</p> <p>十六 おだ</p> <p>十七 せん（うけを含む。）</p> <p>十八 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにをとることを目的とするものに限る。）</p> <p>十九 はえ縄</p> <p>二十 うなぎ鎌</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合</p> <p>二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</p> <p>三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</p> <p>四 漁具の数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合</p> <p>二 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</p> <p>6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限</p> | | <p>十四 やな</p> <p>十五 柴漬</p> <p>十六 おだ</p> <p>十七 せん（うけを含む。）</p> <p>十八 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにを目的とするものに限る。）</p> <p>十九 はえなわ</p> <p>二十 うなぎ鎌</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則七七号〕</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第七条 前条の規定による水産動植物の採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに別記第五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をしようとする者の判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>（許可の有効期間）</p> <p>第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。</p> <p>2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に別記第六号様式の許可証を交付する。</p> <p>（許可証等の携帯義務）</p> <p>第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>2 許可証の書換申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中で</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|----------------|---|
| <p>る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。</p> <p>12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六條から第三十條までの規定は、採捕の許可につい</p> | <p>る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次の各号に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。</p> <p>12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六條から第三十條までの規定は、採捕の許可につい</p> | | <p>ある旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則二六号〕</p> <p>（許可証等の譲渡等の禁止）</p> <p>第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>（許可の制限又は条件）</p> <p>第十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。</p> <p>（許可の内容に違反する採捕の禁止）</p> <p>第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容（採捕の種類（当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。）、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。）に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。</p> <p>（許可の内容の変更の許可）</p> <p>第十四条 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記第七号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、第七条第二項の規定を準用する。</p> <p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項（許可の内容たる事項を除く。）に変更を生じたときは、すみやかに、別記第八号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の再交付の申請）</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|---------------|----------------|--|
| <p>て準用する。</p> | <p>て準用する。</p> | | <p>第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>（許可証の書換交付及び再交付）</p> <p>第十七条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十四条の規定による許可をしたとき。</p> <p>二 第十五条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p> <p>三 第二十二条第一項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。</p> <p>（許可証の返納）</p> <p>第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前各項の手続をしなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三七号〕</p> <p>（許可をしない場合）</p> <p>第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。</p> <p>一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合</p> <p>二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつ</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|----------------|--|
| | | | <p>て通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六一号〕</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により採捕の許可の取消しをしようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六一号〕</p> <p>第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は許可期間中引続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定による処分又は漁業法第六十七条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六一号・一二年二六号・一三年一〇四号〕</p> <p>（漁業調整等のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等）</p> <p>第二十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|----------------|-----------------|-------------------------------------|--------------|----------|----------------------------|--|--|----------------------------|--|--|----------------------------|--|--|---------------|--|--|--|--------------------------------------|--|
| <p>(保護水面における採捕の禁止)</p> <p>第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="92 1409 774 1896"> <thead> <tr> <th>保護水面の区域</th> <th>禁止期間</th> <th>水産動植物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> <td>全ての水産動植物</td> </tr> <tr> <td>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 北緯○○度○○分○○秒</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 保護水面の区域 | 禁止期間 | 水産動植物 | 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 | ○月○日から○月○日まで | 全ての水産動植物 | ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | エ 北緯○○度○○分○○秒 | | | | <p>第三十五条 削除</p> <p>削除〔昭和四三年規則一号〕</p> | <p>のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことがある。</p> <p>4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第一項及び第二項の場合は、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六一号〕</p> <p>(許可の失効)</p> <p>第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>一部改正〔平成一三年規則三七号〕</p> <p>第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等</p> |
| 保護水面の区域 | 禁止期間 | 水産動植物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 | ○月○日から○月○日まで | 全ての水産動植物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ 北緯○○度○○分○○秒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|--|--|-------------------------------|------|-----------------|---|--------------|------|-----------------------------|---------------|--------------|----------------|--------------|---------------|--------------|-----|--------------|--|--|----|------|-----|-------------------|------|-------------------|-----|---------------|------|-------------------|------|----------------|------|----------------|---|------|------|----|----------------------------------|-------------------------------------|----------------|----|-----------------|
| <table border="1"> <tr> <td>東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面</td> <td>〇月〇日</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td>〇月〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | | | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 | 〇月〇日 | 〇〇〇 | ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | 〇月〇日 | | イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 | 〇月〇日 | 〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | 〇月〇日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(禁止期間)</p> <p>第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> | | <p>(禁止期間)</p> <p>第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間はこれを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> | <p>(禁止期間)</p> <p>第二十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>一月一日から五月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>しらうお</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>あかがい</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>たいらぎ</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>なまこ</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>てんぐさ</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>わかめ</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 水産動植物 | 禁止期間 | あゆ | 一月一日から五月三十一日まで | しらうお | 〇月〇日から〇月〇日まで | あかがい | 〇月〇日から〇月〇日まで | たいらぎ | 〇月〇日から〇月〇日まで | なまこ | 〇月〇日から〇月〇日まで | てんぐさ | 〇月〇日から〇月〇日まで | わかめ | 〇月〇日から〇月〇日まで | ・・・ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あわび</td> <td>九月十六日から翌年三月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>とこぶし</td> <td>八月十六日から翌年三月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>さざえ</td> <td>六月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>てんぐさ</td> <td>十一月一日から翌年三月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>いせえび</td> <td>六月一日から七月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>たいらぎ</td> <td>六月一日から十月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 禁止期間 | あわび | 九月十六日から翌年三月三十一日まで | とこぶし | 八月十六日から翌年三月三十一日まで | さざえ | 六月一日から六月三十日まで | てんぐさ | 十一月一日から翌年三月三十一日まで | いせえび | 六月一日から七月三十一日まで | たいらぎ | 六月一日から十月三十一日まで | <table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>一月一日から五月三十一日まで 十月一日から十一月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>そう魚及びれん魚 (大きさ六十センチメートル未満のものを除く。)</td> <td>五月二十日から七月十九日まで</td> </tr> <tr> <td>さけ</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 水産動物 | 禁止期間 | あゆ | 一月一日から五月三十一日まで 十月一日から十一月三十日まで | そう魚及びれん魚 (大きさ六十センチメートル未満のものを除く。) | 五月二十日から七月十九日まで | さけ | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 水産動植物 | 禁止期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あゆ | 一月一日から五月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| しらうお | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あかがい | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| たいらぎ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| なまこ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| てんぐさ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| わかめ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・・・ | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 禁止期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あわび | 九月十六日から翌年三月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| とこぶし | 八月十六日から翌年三月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さざえ | 六月一日から六月三十日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| てんぐさ | 十一月一日から翌年三月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いせえび | 六月一日から七月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| たいらぎ | 六月一日から十月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産動物 | 禁止期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あゆ | 一月一日から五月三十一日まで 十月一日から十一月三十日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう魚及びれん魚 (大きさ六十センチメートル未満のものを除く。) | 五月二十日から七月十九日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さけ | 一月一日から十二月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> | | <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。</p> | <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 一部改正〔昭和六一年規則六一号〕</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(全長等の制限)</p> <p>第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗</p> | | <p>(体長等の制限)</p> <p>第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> | <p>(大きさの制限)</p> <p>第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あさり</td> <td>殻長 二・七センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 大きさ | あさり | 殻長 二・七センチメートル以下 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ます</td> <td>全長十五センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長二十三センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>全長十八センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table> | 水産動物 | 大きさ | ます | 全長十五センチメートル以下 | うなぎ | 全長二十三センチメートル以下 | こい | 全長十八センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 大きさ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あさり | 殻長 二・七センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産動物 | 大きさ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ます | 全長十五センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うなぎ | 全長二十三センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こい | 全長十八センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|----------------|-----------------|---------------|----|---------------|----|---------------|-----|---------------|-----|---------------|-----|-----|---|--|---------------------|-----------------|-----------|-----------------|-----|------------------|------|-----------------|-----|-----------------|------|------------------|------|-----------------|-------|-----------------------------|------|------------------------------|-----|------------------|--------|-----------------|----------|------------------|--|-----|----------------|
| <p>として採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="130 197 765 520"> <tr> <th>水産動植物</th> <th>大 き さ</th> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長三十センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>全長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ぶり</td> <td>全長十五センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>あさり</td> <td>殻長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>さざえ</td> <td>殻長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td>・・・</td> </tr> </table> <p>2 何人も、内水面において、いわな、さけ、ます（にじますを除く。）又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>3 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>（漁具漁法の制限及び禁止）</p> <p>第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 水中に電流を通じてする漁法</p> <p>二 動力を利用する瀬干漁法</p> <p>三 ・・・</p> | 水産動植物 | 大 き さ | うなぎ | 全長三十センチメートル以下 | こい | 全長〇〇センチメートル以下 | ぶり | 全長十五センチメートル以下 | あさり | 殻長〇〇センチメートル以下 | さざえ | 殻長〇〇センチメートル以下 | ・・・ | ・・・ | <p>（漁具又は漁法の制限及び禁止）</p> <p>第三十四条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 集魚灯を使用してする漁法（火光利用さば漁業、総トン数五トン未満の船舶によるさば漁業（一本釣又はたもすくいによるものに限る。）、いか釣り漁業及びさんま棒受網漁業を除く。）</p> <p>二 水中に電流を通じてする漁法</p> <p>三 発射装置を使用してする漁法</p> <p>2 何人も、内水面において次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 まき網</p> <p>二 うなぎ手繰網</p> <p>三 重ね式刺し網（利根川におけるものを除く。）</p> <p>四 瀬張網</p> <p>五 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにとることを目的とするものを除く。）</p> | <table border="1" data-bbox="1484 155 2148 932"> <tr> <td>はまぐり（ちょうせんはまぐりを除く。）</td> <td>殻長 三・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ちょうせんはまぐり</td> <td>殻長 三・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>あわび</td> <td>殻長 一二・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>とこぶし</td> <td>殻長 五・五センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>さざえ</td> <td>殻高 七・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>たいらぎ</td> <td>殻高 一八・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>みるくい</td> <td>殻長 九・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>くるまえび</td> <td>全長（眼のつけねから尾端まで）八・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>いせえび</td> <td>全長（眼のつけねから尾端まで）一三・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長 二六・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>まるさるぼう</td> <td>殻長 五・〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ぶり（もじゃこ）</td> <td>全長 一五・〇センチメートル以下</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。</p> <p>一部改正〔昭和五二年規則四〇号・平成二一年九三号・二三年九五号〕</p> <p>（漁法の禁止）</p> <p>第三十九条 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 水中に電流を通じてする漁法</p> <p>二 集魚灯を使用してする漁法（火光利用さば漁業、総トン数五トン未満の船舶によるさば漁業（一本釣又はたもすくいによるものに限る。）、いか釣り漁業及びさんま棒受網漁業を除く。）</p> <p>三 発射装置を使用してする漁法</p> <p>一部改正〔昭和五〇年規則四四号・平成二〇年二〇号〕</p> | はまぐり（ちょうせんはまぐりを除く。） | 殻長 三・〇センチメートル以下 | ちょうせんはまぐり | 殻長 三・〇センチメートル以下 | あわび | 殻長 一二・〇センチメートル以下 | とこぶし | 殻長 五・五センチメートル以下 | さざえ | 殻高 七・〇センチメートル以下 | たいらぎ | 殻高 一八・〇センチメートル以下 | みるくい | 殻長 九・〇センチメートル以下 | くるまえび | 全長（眼のつけねから尾端まで）八・〇センチメートル以下 | いせえび | 全長（眼のつけねから尾端まで）一三・〇センチメートル以下 | うなぎ | 全長 二六・〇センチメートル以下 | まるさるぼう | 殻長 五・〇センチメートル以下 | ぶり（もじゃこ） | 全長 一五・〇センチメートル以下 | <table border="1" data-bbox="2175 155 2858 201"> <tr> <td>しじみ</td> <td>殻長一・五センチメートル以下</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>一部改正〔昭和六一年規則六一号〕</p> <p>（卵の採捕禁止）</p> <p>第二十七条 さけ、ます、<u>そう魚及びれん魚</u>の放産した卵は、これを採捕してはならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して採捕した卵又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>（漁具及び漁法の制限及び禁止）</p> <p>第二十八条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 まき網</p> <p>二 うなぎ手繰網</p> <p>三 かさね式さし網（利根川におけるものを除く。）</p> <p>四 瀬張網</p> <p>五 せきせん（方言とめまわし。えび及びざりがにを目的とするものを除く。）</p> <p>六 かいぼり</p> <p>七 引かけこぎ</p> <p>八 びん漬（箱漬を含む。）</p> <p>九 やす（食用かえるを目的とするものを除く。）</p> <p>十 発射装置を有する漁具</p> <p>十一 水中に電流を通じてなす漁法</p> <p>十二 あゆかけ釣り</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則七七号〕</p> | しじみ | 殻長一・五センチメートル以下 |
| 水産動植物 | 大 き さ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うなぎ | 全長三十センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こい | 全長〇〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぶり | 全長十五センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あさり | 殻長〇〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さざえ | 殻長〇〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・・・ | ・・・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はまぐり（ちょうせんはまぐりを除く。） | 殻長 三・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ちょうせんはまぐり | 殻長 三・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あわび | 殻長 一二・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| とこぶし | 殻長 五・五センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さざえ | 殻高 七・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| たいらぎ | 殻高 一八・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| みるくい | 殻長 九・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くるまえび | 全長（眼のつけねから尾端まで）八・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いせえび | 全長（眼のつけねから尾端まで）一三・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うなぎ | 全長 二六・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まるさるぼう | 殻長 五・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぶり（もじゃこ） | 全長 一五・〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| しじみ | 殻長一・五センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---------------------|-------|------------------|----------------|-----------------------------------|---|--|---------------------------|--------------------|-----------------|---------------------------------|--|--------|----|-------------------------|--|-----------|-------------------|--------|--|--------------|--|-------------------------|--|--------|-----------------|--|--|----|-------------------------|--|-----------|-------------------|-------------------------|--|--------------|--|--------|--|--------|-----------------|--|----|----|------|---|------|---|------|---|-----|---|-------------|----------------------|
| | <p>六 かいぼり 七 引かけこぎ 八 びん漬 (箱漬を含む。) 九 やす (食用かえるをとることを目的とするものを除く。) 十 あゆかけ釣り 十一 水中に電流を通じてする漁法 十二 発射装置を使用してする漁法</p> <p>3 何人も、内水面において次の表の上欄に掲げる漁具により、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="795 646 1454 741"> <thead> <tr> <th>漁具</th> <th>期</th> <th>水産動物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投網</td> <td>六月一日から六月三十日まで</td> <td>あゆ</td> </tr> </tbody> </table> | 漁具 | 期 | 水産動物 | 投網 | 六月一日から六月三十日まで | あゆ | | <p>(漁具の使用の制限)</p> <p>第三十条 次の表の上欄に掲げる漁具により同表中欄に掲げる期間中同表下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="2178 646 2837 787"> <thead> <tr> <th>漁具</th> <th>期間</th> <th>水産動物名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投網</td> <td>六月一日から六月三十日まで</td> <td>あゆ</td> </tr> </tbody> </table> | 漁具 | 期間 | 水産動物名 | 投網 | 六月一日から六月三十日まで | あゆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁具 | 期 | 水産動物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投網 | 六月一日から六月三十日まで | あゆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁具 | 期間 | 水産動物名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投網 | 六月一日から六月三十日まで | あゆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> | <p>第三十五条 海面において次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいてあさり貝まき、ちょうせんはまぐり貝まき又ははまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。) 貝まきにより種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> | <p>(漁具の制限)</p> <p>第四十条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> | <p>第二十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具又は漁法</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建干網</td> <td>網目 十五センチメートルにつき〇節以下</td> </tr> <tr> <td>す建、す干</td> <td>すの間隔 〇〇センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする桁</td> <td>幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする〇〇網</td> <td>網目 十五センチメートルにつき〇節以下 (もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下)</td> </tr> <tr> <td>自家用釣餌料をとることを目的とする小型機船底びき網</td> <td>ビームの長さ 〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする流し</td> <td>網目 十五センチメートルにつき〇節以下 反数 〇〇反以下</td> </tr> </tbody> </table> | 漁具又は漁法 | 範囲 | 建干網 | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 | す建、す干 | すの間隔 〇〇センチメートル以上 | 〇〇をとることを目的とする桁 | 幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上 | 〇〇をとることを目的とする〇〇網 | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 (もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下) | 自家用釣餌料をとることを目的とする小型機船底びき網 | ビームの長さ 〇〇センチメートル以下 | 〇〇をとることを目的とする流し | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 反数 〇〇反以下 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具又は漁法</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網</td> <td>網目 十五センチメートルにつき十四節以下。ただし、東京内湾においては、十八節以下</td> </tr> <tr> <td>けた網及び貝けた網</td> <td>爪の間隔 三・九センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>あさり貝まき</td> <td>かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ちょうせんはまぐり貝まき</td> <td>かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき</td> <td>かご目又は網目 三センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>かれい刺し網</td> <td>網目 六・三センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> | 漁具又は漁法 | 範囲 | 手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網 | 網目 十五センチメートルにつき十四節以下。ただし、東京内湾においては、十八節以下 | けた網及び貝けた網 | 爪の間隔 三・九センチメートル以上 | あさり貝まき | かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | ちょうせんはまぐり貝まき | かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき | かご目又は網目 三センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上 | かれい刺し網 | 網目 六・三センチメートル以上 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網</td> <td>網目 一五センチメートルにつき一四節以下。ただし、東京内湾においては、一八節以下</td> </tr> <tr> <td>けた網及び貝けた網</td> <td>爪の間隔 三・九センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき</td> <td>かご目又は網目 三・〇センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ちょうせんはまぐり貝まき</td> <td>かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>あさり貝まき</td> <td>かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>かれいさし網</td> <td>網目 六・三センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> | | 範囲 | 手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網 | 網目 一五センチメートルにつき一四節以下。ただし、東京内湾においては、一八節以下 | けた網及び貝けた網 | 爪の間隔 三・九センチメートル以上 | はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき | かご目又は網目 三・〇センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上 | ちょうせんはまぐり貝まき | かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | あさり貝まき | かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | かれいさし網 | 網目 六・三センチメートル以上 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふくろ網</td> <td>網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下)</td> </tr> <tr> <td>地びき網</td> <td>袖網の長さ 二百メートル以下 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下)</td> </tr> <tr> <td>干し揚げ</td> <td>網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下)</td> </tr> <tr> <td>四手網</td> <td>網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下)</td> </tr> <tr> <td>刃口を付したしじみかき</td> <td>すの目の大きさ 一・一センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 範囲 | ふくろ網 | 網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下) | 地びき網 | 袖網の長さ 二百メートル以下 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下) | 干し揚げ | 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下) | 四手網 | 網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下) | 刃口を付したしじみかき | すの目の大きさ 一・一センチメートル以上 |
| 漁具又は漁法 | 範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建干網 | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| す建、す干 | すの間隔 〇〇センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇をとることを目的とする桁 | 幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇をとることを目的とする〇〇網 | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 (もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自家用釣餌料をとることを目的とする小型機船底びき網 | ビームの長さ 〇〇センチメートル以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇をとることを目的とする流し | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 反数 〇〇反以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁具又は漁法 | 範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網 | 網目 十五センチメートルにつき十四節以下。ただし、東京内湾においては、十八節以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| けた網及び貝けた網 | 爪の間隔 三・九センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あさり貝まき | かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ちょうせんはまぐり貝まき | かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき | かご目又は網目 三センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| かれい刺し網 | 網目 六・三センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰網 (自家用えさびき網を除く。)及び打瀬網 | 網目 一五センチメートルにつき一四節以下。ただし、東京内湾においては、一八節以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| けた網及び貝けた網 | 爪の間隔 三・九センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はまぐり (ちょうせんはまぐりを除く。)貝まき | かご目又は網目 三・〇センチメートル以上 すの目 一・八センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ちょうせんはまぐり貝まき | かご目又は網目 二・三センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あさり貝まき | かご目又は網目 二・一センチメートル以上 すの目 一・五センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| かれいさし網 | 網目 六・三センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふくろ網 | 網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地びき網 | 袖網の長さ 二百メートル以下 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 干し揚げ | 網目の大きさ 二・三センチメートル以上 (十五センチメートルにつき十四節以下) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四手網 | 網目の大きさ 一・六センチメートル以上 (十五センチメートルにつき二十節以下) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刃口を付したしじみかき | すの目の大きさ 一・一センチメートル以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | | 新 千葉県漁業調整規則案 | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | |
|---|---------------------|--|--|--|---|---|--|--|
| 網 | | ぱつち網 | 袋網の最小網目 十五センチメートルにつき三十節以下。ただし、袋網がもじ網の場合は、百五径以下 | ぱつち網 | 袋網の最小網目 一五センチメートルにつき三〇節以下。ただし、袋網がもじ網の場合は、一〇五径以下 | | | |
| 四手網 | 網目 十五センチメートルにつき〇節以下 | 2 この規則において、「東京内湾」とは、富津市富津岬突端（北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点）、第一海堡中心点（北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点）、第二海堡中心点（北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点）、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点）を順次結んだ線以北の海域をいう。 | | 2 前項の表中「東京内湾」とは、富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端を順次結んだ線以北の海域をいう（以下同じ）。 | | | | |
| 地びき網 | 袖網の長さ 〇〇メートル以下 | 3 内水面において次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、 <u>第四条第一項第二十号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいてふくろ網により採捕する場合は、この限りでない。</u> | | 一部改正〔昭和四七年規則五一号・平成二〇年二〇号・二一年九三号・二三年九五号・三〇年一号〕 | | | | |
| | | 漁具又は漁法 | 範囲 | | | | | |
| | | ふくろ網 | 網目 一・六センチメートル以上（十五センチメートルにつき二十節以下） | | | | | |
| | | 地びき網 | 袖網の長さ 二百メートル以下 網目 二・三センチメートル以上（十五センチメートルにつき十四節以下） | | | | | |
| | | 建干網（干し揚げ） | 網目 二・三センチメートル以上（十五センチメートルにつき十四節以下） | | | | | |
| | | 四手網 | 網目 一・六センチメートル以上（十五センチメートルにつき二十節以下） | | | | | |
| | | 刃口を付したしじみかき | すの目 一・一センチメートル以上 | | | | | |
| (禁止区域等) 第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。 一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | | (禁止区域等) 第三十六条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。 次に掲げる基点甲、点イ、点ロ、点ハ及び基点丙を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた水面 基点甲 鴨川市大字内浦字寄浦三番地国立大学法人 | | (禁止区域等) 第四十一条 次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。 次に掲げる基点甲、点イ、点ロ、点ハ及び基点丙を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とにより囲まれた区域 基点甲 鴨川市大字内浦字寄浦三番地千葉大学海洋 | | (採捕区域の制限) 第三十二条 次の表の上欄に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、同表下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。 | | |
| | | 河川名 | 区域 | 水産動物 | | | | |
| | | 利根川 | 利根川河口堰（ぜき）管理橋上流端から上流百十メートル、下流端から | 魚類 | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|------|-----------------|-----|-------------------------------|------------------|-----|---|-------|------|------|----------------------------------|----|----|---|----|----|-------------------|------------|----|---|--|
| <p>イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>二 ……</p> | <p>千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角の第一標柱（北緯三十五度七分十七秒東経百四十度十一分五秒の点）</p> <p>基点乙 鴨川市大字内浦字寄浦二番地の第二標柱（北緯三十五度七分十一秒東経百四十度十一分五秒の点）</p> <p>基点丙 鴨川市大字内浦字寄浦一番地の第三標柱（北緯三十五度七分六秒東経百四十度十分五十九秒の点）</p> <p>点イ 基点甲から百二十九度三十分（磁針方位による。）百四十二メートルの点（北緯三十五度七分十四秒東経百四十度十一分九秒の点）</p> <p>点ロ 基点乙から百四十七度三十五分（磁針方位による。）百三十五メートルの点（北緯三十五度七分八秒東経百四十度十一分七秒の点）</p> <p>点ハ 基点丙から百十二度五十五分（磁針方位による。）九十三メートルの点（北緯三十五度七分五秒東経百四十度十一分三秒の点）</p> <p>2 何人も、次に掲げる区域内においては、魚類を採捕してはならない。</p> <p>利根川河口堰管理橋上流端から上流百十メートル、下流端から下流百十メートルの間の利根川の水面</p> | <p>バイオシステム研究センター波除護岸東北角の第一標柱</p> <p>基点乙 鴨川市大字内浦字寄浦二番地の第二標柱</p> <p>基点丙 鴨川市大字内浦字寄浦一番地の第三標柱</p> <p>点イ 基点甲から百二十九度三十分（磁針方位による。以下同じ。）百四十二メートルの点</p> <p>点ロ 基点乙から百四十七度三十五分百三十五メートルの点</p> <p>点ハ 基点丙から百十二度五十五分九十三メートルの点</p> <p>全部改正〔昭和五八年規則六九号〕、一部改正〔昭和六一年規則四〇号・平成一六年一四四号・一七年八号〕</p> | <table border="1" data-bbox="2175 155 2855 201"> <tr> <td data-bbox="2175 155 2288 201"></td> <td data-bbox="2297 155 2712 201">下流百十メートルの間の区域</td> <td data-bbox="2721 155 2855 201"></td> </tr> </table> <p>全部改正〔昭和五一年規則七七号〕</p> | | 下流百十メートルの間の区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 下流百十メートルの間の区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。</p> | <p>第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。</p> | <p>第四十二条 次に掲げる区域においては、たいを採捕してはならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" data-bbox="100 1367 765 1900"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 あゆ</td> <td>十月一日から十二月三十一日まで</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>二 いwana（全長〇〇センチメートル以下のものに限る。）</td> <td>十月一日から翌年三月三十一日まで</td> <td>内水面</td> </tr> </tbody> </table> | 水産動植物 | 禁止期間 | 禁止区域 | 一 あゆ | 十月一日から十二月三十一日まで | 内水面 | 二 いwana（全長〇〇センチメートル以下のものに限る。） | 十月一日から翌年三月三十一日まで | 内水面 | <table border="1" data-bbox="792 1367 1457 1900"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 ぶり（もじゃこ）（全長十五センチメートル以下のものに限る。）</td> <td>周年</td> <td>海面</td> </tr> <tr> <td>二 いせえび（全長（眼のつけねから尾端まで）十三センチメートル以下のものに限る。）</td> <td>周年</td> <td>海面</td> </tr> <tr> <td>三 いせえび（全長（眼のつけねから</td> <td>六月一日から七月三十</td> <td>海面</td> </tr> </tbody> </table> | 水産動植物 | 禁止期間 | 禁止区域 | 一 ぶり（もじゃこ）（全長十五センチメートル以下のものに限る。） | 周年 | 海面 | 二 いせえび（全長（眼のつけねから尾端まで）十三センチメートル以下のものに限る。） | 周年 | 海面 | 三 いせえび（全長（眼のつけねから | 六月一日から七月三十 | 海面 | <p>次に掲げる点イ、点ロ、点ハ、点ニ及び点ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>点イ 鴨川市大字小湊字撫島入道ヶ崎の標柱</p> <p>点ロ 鴨川市大字小湊字撫島の地先八百島中央点</p> <p>点ハ 鴨川市大字小湊字祓山の地先三平出し最西端</p> <p>点ニ 鴨川市大字小湊字祓山の地先中根最西端</p> <p>点ホ 鴨川市大字内浦字寄浦地蔵がいの標柱</p> <p>一部改正〔平成一七年規則八号〕</p> | |
| 水産動植物 | 禁止期間 | 禁止区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 あゆ | 十月一日から十二月三十一日まで | 内水面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 いwana（全長〇〇センチメートル以下のものに限る。） | 十月一日から翌年三月三十一日まで | 内水面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産動植物 | 禁止期間 | 禁止区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 ぶり（もじゃこ）（全長十五センチメートル以下のものに限る。） | 周年 | 海面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 いせえび（全長（眼のつけねから尾端まで）十三センチメートル以下のものに限る。） | 周年 | 海面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 いせえび（全長（眼のつけねから | 六月一日から七月三十 | 海面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | | | 新 千葉県漁業調整規則案 | | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | | | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | |
|-------------------------------------|---------------|---|--|----------------|----|----------------|--|--|-----------------|--|--|
| 三 さけ | 周年 | 内水面 | 尾端まで) 十三センチメートルを超えるものに限る。) | 一日まで | | | | | | | |
| 四 たい (全長〇〇センチメートル以下のものに限る。) | 〇月〇日から〇月〇日まで | 海面 | 四 くるまえび (全長 (眼のつけねから尾端まで) 八センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| 五 にじます (全長〇〇センチメートル以下のものに限る。) | 〇月〇日から〇月〇日まで | 内水面 | 五 あさり (殻長二・七センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| 六 ます (にじますを除き、全長〇〇センチメートル以下のものに限る。) | 〇月〇日から〇月〇日まで | 内水面 | 六 たいらぎ (殻高十八センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| 七 いせえび (体長〇〇センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | 七 たいらぎ (殻高十八センチメートルを超えるものに限る。) | 六月一日から十月三十一日まで | 海面 | | | | | | |
| 八 いせえび (体長〇〇センチメートルを超えるものに限る。) | 九月一日から九月三十日まで | 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | 八 ちょうせんはまぐり (殻長三センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 九 はまぐり (ちょうせんはまぐりを除き、殻長三センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 十 まるさるぼう (殻長五センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 十一 みるくい (殻長九センチメートル以下のものに限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 十二 あわび (殻長十二センチメートル) | 周年 | 海面 | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | | | 新 千葉県漁業調整規則案 | | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | | | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | |
|--|----------------------|---|--|---------------------------------|-----------|----------------|--|--|-----------------|--|--|
| | | 秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 | 以下のものに 限る。) | | | | | | | | |
| 九 あわび (殻長〇 〇センチ メートル 以下のも のに限 る。) | 周年 | 海面 | 十三 あわび(殻長十 二センチメー トルを超 えるもの に限る。) | 九月十六日 から翌年三 月三十一日 まで | 海面 | | | | | | |
| | | | 十四 とこぶし(殻長 五・五センチメ ートル以下 のものに 限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 十五 とこぶし(殻長 五・五センチメ ートルを超 えるもの に限る。) | 八月十六日 から翌年三 月三十一日 まで | 海面 | | | | | | |
| 十 あわび (殻長〇 〇センチ メートル を超 えるもの に限 る。) | 〇月〇日 から〇月 〇日まで | 海面 | 十六 さざえ(殻高七 センチメー トル以下 のものに 限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| | | | 十七 さざえ(殻高七 センチメー トルを超 えるもの に限 る。) | 六月一日か ら六月三十 日まで | 海面 | | | | | | |
| 十一 はま ぐり(殻 長〇〇セ ンチメー トル以下 のものに 限る。) | 周年 | 海面 | 十八 てんぐさ | 十一月一日 から翌年三 月三十一日 まで | 海面 | | | | | | |
| | | | 十九 うなぎ(全長二 十三センチメ ートルを超 え全長二十 六センチメ ートル以下 のものに 限る。) | 周年 | 海面 | | | | | | |
| 十二 はま ぐり(殻 長〇〇セ ンチメー トルを超 えるもの に限る。) | 〇月〇日 から〇月 〇日まで | 海面 | 二十 うなぎ(全長二 十三センチメ ートル以下 のものに 限る。) | 周年 | 海面 内水面 | | | | | | |
| 十三 ほた てがい | 〇月〇日 から〇月 〇日まで | 次に掲げるア、イ、ウ、エ及び アの各点を順次結んだ線 によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇 | 二十一 あゆ | 一月一日か ら五月三十 一日まで 十月一日か | 内水面 | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | | | 新 千葉県漁業調整規則案 | | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | | | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | |
|---|-----|------------------------------------|---|---------------|--|----------------|--|--|-----------------|--|--|
| | | 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 | | ら十一月三 十日まで | | | | | | | |
| | | イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 | 二十二 こい (全長十 八センチメートル 以下のものに限 る。) | 周年 | | 内水面 | | | | | |
| | | ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 | 二十三 さげ | 周年 | | 内水面 | | | | | |
| | | エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇 秒東経〇〇度〇〇分〇〇 秒の点 | 二十四 ます (全長十 五センチメートル 以下のものに限 る。) | 周年 | | 内水面 | | | | | |
| ... | ... | ... | 二十五 しじみ (殻長 一・五センチメー トル以下のものに 限る。) | 周年 | | 内水面 | | | | | |
| <p>2 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第〇号から第〇号までの規定は適用しない。</p> <p>3 第一項の表の第〇号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> | | | 二十六 たい | 周年 | 次に掲げる点 イ、点ロ、点 ハ、点ニ及び 点ホを順次結 んだ線と最大 高潮時海岸線 によって囲ま れた水面 点イ 鴨川市 大字小湊字 撫島入道ケ 埼の標柱 (北緯三十 五度六分三 十四秒東経 百四十度十 二分十二秒 の点) 点ロ 鴨川市 大字小湊字 撫島の地先 八百島中央 点 (北緯三 十五度六分 | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版) | 新 千葉県漁業調整規則案 | | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|------------------------------|---|--|--|----------------|-----------------|
| | | | <p>三十二秒東 経百四十度 十一分五十 六秒の点)</p> <p>点ハ 鴨川市 大字小湊字 祓山の地先 三平出し最 西端(北緯 三十五度六 分四十七秒 東経百四十 度十一分二 十三秒の 点)</p> <p>点ニ 鴨川市 大字小湊字 祓山の地先 中根最西端 (北緯三十 五度六分五 十六秒東経 百四十度十 一分二十二 秒の点)</p> <p>点ホ 鴨川市 大字内浦字 寄浦地蔵が いの標柱 (北緯三十 五度七分十 秒東経百四 十度十一分 一秒の点)</p> | | |
| | <p>2 何人も、内水面において、さけ又はますの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>3 第四条第一項<u>第二十号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合</u>又は第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗とし</p> | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------|----|---------|-------------------------------|---|--|---------------------------------------|-------------------------------|-------------------|----------------------|------------------------------|------|--|
| | <p>て採捕する場合は、第一項の表の第二号、第三号及び第五号から第二十号までの規定は適用しない。</p> <p>4 第一項の表の第一号から第二十五号まで又は第二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>第三十八条 次の各号に掲げる漁業は、東京内湾においては、操業してはならない。</p> <p>一 爪を付した手押ころばし漁業</p> <p>二 建干網漁業</p> <p>三 はぜひき網漁業</p> <p>(落のりの採取禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、海面において、落のりを採取してはならない。ただし、第一種区画漁業の内容たるのり養殖業を営む権利を有する者が当該漁業権の漁場の区</p> | <p>第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる区域においては、操業してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1492 514 2151 1596"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業（第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。）</td> <td>いすみ市太東埼灯台中心点正東（真方位による。以下本条において同じ。）の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から二、〇〇〇メートルの線以内の海域及び富津市明鍾岬突端正西の線以北（東京内湾を除く。）における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域</td> </tr> <tr> <td>手繰第一種漁業 手繰第二種漁業 及び打瀬網漁業のうちけた網漁業</td> <td>東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域</td> </tr> <tr> <td>機船船びき網漁業のうちばつち網漁業</td> <td>いすみ市太東埼灯台中心点正東線以南の海域</td> </tr> <tr> <td>爪を付した手押ころばし漁業、建干網漁業及びはぜひき網漁業</td> <td>東京内湾</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部改正〔昭和四七年規則五一号・平成一七年八号・一二八号・一八二号〕</p> <p>(落のりの採取禁止)</p> <p>第四十四条 落のりは、採取してはならない。ただし、法第八条の規定に基づき、のり養殖業を営む権利を有する者が当該漁業権の漁場区域内において採取する場</p> | 漁業種類 | 区域 | 中型まき網漁業 | 東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | 小型機船底びき網漁業（第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。） | いすみ市太東埼灯台中心点正東（真方位による。以下本条において同じ。）の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から二、〇〇〇メートルの線以内の海域及び富津市明鍾岬突端正西の線以北（東京内湾を除く。）における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | 手繰第一種漁業 手繰第二種漁業 及び打瀬網漁業のうちけた網漁業 | 東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | 機船船びき網漁業のうちばつち網漁業 | いすみ市太東埼灯台中心点正東線以南の海域 | 爪を付した手押ころばし漁業、建干網漁業及びはぜひき網漁業 | 東京内湾 | |
| 漁業種類 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中型まき網漁業 | 東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小型機船底びき網漁業（第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。） | いすみ市太東埼灯台中心点正東（真方位による。以下本条において同じ。）の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から二、〇〇〇メートルの線以内の海域及び富津市明鍾岬突端正西の線以北（東京内湾を除く。）における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰第一種漁業 手繰第二種漁業 及び打瀬網漁業のうちけた網漁業 | 東京内湾における最低水面下水深八メートルの等深線以浅の海域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 機船船びき網漁業のうちばつち網漁業 | いすみ市太東埼灯台中心点正東線以南の海域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 爪を付した手押ころばし漁業、建干網漁業及びはぜひき網漁業 | 東京内湾 | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|--|-----------------|
| <p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第四十二条 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の河口付近であって同表の第二欄に掲げる区域において、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> | <p>域内において採取する場合は、この限りでない。</p> <p><u>(宝石さんごの採捕禁止)</u></p> <p><u>第四十条 何人も、海面において、宝石さんご（あかさご、ももいろさんご及びしろさんごの生体及び死骸をいう。）を採捕してはならない。</u></p> <p><u>(かじき等流し網漁業に係る採捕禁止等)</u></p> <p><u>第四十一条 何人も、海面において、かじき等流し網漁業（総トン数十トン以上の動力漁船を使用するものに限る。次項において同じ。）によりさけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ又はよごれを採捕してはならない。</u></p> <p><u>2 かじき等流し網漁業の許可を受けた者は、採捕したさめを所持したときは、次の各号に掲げる行為をしなければならない。</u></p> <p><u>一 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。</u></p> <p><u>二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。</u></p> | <p>合又は知事が海区漁業調整委員会の意見を聞いて許可した者が採取する場合は、この限りではない。</p> <p><u>2 第四十九条第二項から第四項まで、及び同条第六項から第九項までの規定は、前項ただし書の許可について準用する。この場合において、第四十九条第二項中「前項」並びに同条第三項、第四項、第六項、第七項及び第九項中「第一項」とあるのは「第四十四条第一項ただし書」と、同条第六項中「当該試験研究等」とあるのは「当該落のりの採取」と、同条第九項中「第七項」とあるのは「同条において準用する第四十九条第七項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | | | | 新 千葉県漁業調整規則案 | | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|--------------|---|--|----------------|-----------------|--|-------------------|---|-----|---|----------|--|---------------------|--|---------------------|--|--|-----|----|------|-----|---------------------|-----|
| 河川名 | 禁 止 区 域 | 禁止漁具・漁法 | 禁止期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇川 河口 | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 | 手釣、竿釣（引掛竿釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具・漁法 | 〇月〇日から〇月〇日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（夜間の採捕の禁止）</p> <p>第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 〇〇網（内水面において採捕する場合に限る。）</p> <p>二 〇〇網</p> | | | | <p>（夜間の採捕の禁止）</p> <p>第四十二条 何人も、内水面において、次の表の上欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、日没時から日出時までの間、同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河 川 名</th> <th>区 域</th> <th>水産動物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>利根川河口堰管理橋下流端から下流の水面</td> <td>しじみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> | | 河 川 名 | 区 域 | 水産動物 | 利根川 | 利根川河口堰管理橋下流端から下流の水面 | しじみ | <p>（電気設備の制限）</p> <p>第四十五条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につき同表の下欄に掲げる範囲をこえる電気設備をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>総設備容量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す</td> <td>集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 漁業種類 | 総設備容量の範囲 | 火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す | 集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下 | <p>（夜間採捕の禁止）</p> <p>第二十五条の二 次の表の上欄に掲げる河川の同表中欄に掲げる区域においては、夜間（日没時から日出時までの間をいう。）同表下欄に掲げる水産動物の採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>水産動物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>利根川河口堰管理橋下流端から下流の区域</td> <td>しじみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>追加〔平成一二年規則二六号〕</p> | | 河川名 | 区域 | 水産動物 | 利根川 | 利根川河口堰管理橋下流端から下流の区域 | しじみ |
| 河 川 名 | 区 域 | 水産動物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根川 | 利根川河口堰管理橋下流端から下流の水面 | しじみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁業種類 | 総設備容量の範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す | 集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川名 | 区域 | 水産動物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根川 | 利根川河口堰管理橋下流端から下流の区域 | しじみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（削る。）</p> | | | | <p>（電気設備の制限）</p> <p>第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につき同表の下欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁 業 種 類</th> <th>総 設 備 容 量 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火光利用さば漁業（海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して一本釣又はたもすくいによ</td> <td>集魚灯に使用する電球七千ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 漁 業 種 類 | 総 設 備 容 量 の 範 囲 | 火光利用さば漁業（海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して一本釣又はたもすくいによ | 集魚灯に使用する電球七千ワット以下 | <p>（電気設備の制限）</p> <p>第四十五条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につき同表の下欄に掲げる範囲をこえる電気設備をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>総設備容量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す</td> <td>集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 漁業種類 | 総設備容量の範囲 | 火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す | 集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下 | | | | | | | | | | |
| 漁 業 種 類 | 総 設 備 容 量 の 範 囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火光利用さば漁業（海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して一本釣又はたもすくいによ | 集魚灯に使用する電球七千ワット以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁業種類 | 総設備容量の範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火光利用さば漁業（一本釣又はたもすくいによるものであつて総トン数五トン未満の船舶を使用す | 集魚灯に使用する電球七〇〇〇ワット以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|-----------------|------|------|------|---|-------------------------------------|--|---|----------|--|------|----|-----------|--|------|--------|---------|----------|------|--|-------------------------|---|------|----------|--|
| <p>(火船の数の制限)</p> <p>第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="130 558 765 695"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>火船の数の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>〇隻以下</td> </tr> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>〇隻以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る。)</p> | 漁業種類 | 火船の数の範囲 | 〇〇漁業 | 〇隻以下 | 〇〇漁業 | 〇隻以下 | <table border="1" data-bbox="822 155 1451 333"> <tr> <td>りさばをとることを目的とする漁業（火光を利用するものに限る。）を含む。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(削る。)</p> | りさばをとることを目的とする漁業（火光を利用するものに限る。）を含む。 | | <table border="1" data-bbox="1507 155 2142 201"> <tr> <td>るものを含む。）</td> <td></td> </tr> </table> <p>一部改正〔昭和五〇年規則四四号・平成二〇年二〇号〕</p> <p>(漁船の総トン数及び馬力数の制限)</p> <p>第四十七条 次の表の上欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる総トン数又は馬力数を超える漁船を使用してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1507 963 2142 1642"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁業種類</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="2">総トン数又は馬力数</th> </tr> <tr> <th>総トン数</th> <th>機関の馬力数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手繰第三種漁業</td> <td>東京湾を除く海域</td> <td>一〇トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業</td> <td>小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の三に規定する海域</td> <td>一〇トン</td> <td>四五〇キロワット</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の表中「東京湾」とは、館山市洲埼灯台中心点と神奈川県城ケ島灯台中心点を結んだ線以北の海域をいう。</p> <p>一部改正〔昭和四三年規則四三号・平成一四年一四号・八一号・三〇年一号〕</p> | るものを含む。） | | 漁業種類 | 区域 | 総トン数又は馬力数 | | 総トン数 | 機関の馬力数 | 手繰第三種漁業 | 東京湾を除く海域 | 一〇トン | | その他の小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業 | 小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の三に規定する海域 | 一〇トン | 四五〇キロワット | |
| 漁業種類 | 火船の数の範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇漁業 | 〇隻以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇漁業 | 〇隻以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| りさばをとることを目的とする漁業（火光を利用するものに限る。）を含む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| るものを含む。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁業種類 | 区域 | 総トン数又は馬力数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総トン数 | 機関の馬力数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手繰第三種漁業 | 東京湾を除く海域 | 一〇トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業 | 小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の三に規定する海域 | 一〇トン | 四五〇キロワット | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|----------------|-----------------|-----|--|-------------|-----|--|-------------|---|---|---|------------|----------------------------|--|-------------|---------|--|-------------|---|--|-----|----|----------------------------|--------|---------|--------|
| <p>（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）</p> <p>第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域において溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="130 422 765 562"> <tr> <th>区</th> <th>域</th> <th>魚道を開通すべき範囲</th> </tr> <tr> <td>〇〇川</td> <td></td> <td>河川流幅の〇分の一以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇川</td> <td></td> <td>河川流幅の〇分の一以上</td> </tr> </table> <p>（遊漁者等の漁具漁法の制限）</p> <p>第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 竿釣及び手釣 二 たも網及び叉手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 やす、は具 五 徒手採捕 六 …… <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 漁業者が漁業を営む場合 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合 <p>（有害物質の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> | 区 | 域 | 魚道を開通すべき範囲 | 〇〇川 | | 河川流幅の〇分の一以上 | 〇〇川 | | 河川流幅の〇分の一以上 | <p>（魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限）</p> <p>第四十四条 次の表の上欄に掲げる区域において河川を遮断して水産動物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="822 380 1448 604"> <tr> <th>区</th> <th>域</th> <th>魚道を開通すべき範囲</th> </tr> <tr> <td>利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。）</td> <td></td> <td>河川流幅の二分の一以上</td> </tr> <tr> <td>右欄以外の河川</td> <td></td> <td>河川流幅の三分の一以上</td> </tr> </table> <p>（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）</p> <p>第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。） 五 藻類の徒手採捕 <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 漁業者が漁業を営む場合 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 三 <u>試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合</u> <p>3 第一項各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない。</p> <p>（有害物質の遺棄又は漏せつの禁止）</p> <p>第四十六条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、<u>又は既に設けた除害設備の変更を命ずる</u>ことができる。</p> | 区 | 域 | 魚道を開通すべき範囲 | 利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。） | | 河川流幅の二分の一以上 | 右欄以外の河川 | | 河川流幅の三分の一以上 | <p>（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）</p> <p>第四十八条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事して水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。） 五 も類の徒手採捕 <p>2 前項各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕する場合は、正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一六年規則一四四号〕</p> <p>（有害物の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命ずることがある。</p> | <p>（河川をしや断して行なう水産動物の採捕の制限）</p> <p>第三十一条 次の表の上欄に掲げる河川において河川をしや断して水産動物の採捕をおこなう場合には、それぞれ同表下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="2175 380 2831 562"> <tr> <th>河川名</th> <th>範囲</th> </tr> <tr> <td>利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。）</td> <td>二分の一以上</td> </tr> <tr> <td>右欄以外の河川</td> <td>三分の一以上</td> </tr> </table> <p>（有害物の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護につき害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。</p> | 河川名 | 範囲 | 利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。） | 二分の一以上 | 右欄以外の河川 | 三分の一以上 |
| 区 | 域 | 魚道を開通すべき範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇川 | | 河川流幅の〇分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇川 | | 河川流幅の〇分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 | 域 | 魚道を開通すべき範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。） | | 河川流幅の二分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 右欄以外の河川 | | 河川流幅の三分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川名 | 範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根川、印旛沼及び手賀沼（それぞれの支派川を含む。） | 二分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 右欄以外の河川 | 三分の一以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|--|--|
| <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>（漁場内の岩礁破碎等の許可）</p> <p>第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 免許番号</p> <p>四 区域</p> <p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>（砂れきの採取禁止）</p> <p>第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条第一項の表の第○号から第○号までに規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明</p> | <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>（漁場内の岩礁破碎等の許可）</p> <p>第四十七条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 漁業権の免許番号</p> <p>四 区域</p> <p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> | <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>一部改正〔昭和四七年規則五一号〕</p> <p>（漁場内の岩礁破碎等の許可）</p> <p>第四十六条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による許可に制限又は条件を付けることがある。</p> | <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>一部改正〔昭和四七年規則四〇号・五一年七七号〕</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|--------------|----------------|--|
| <p>治三十年法律第二十九号) 第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p> <p>（削る。）</p> | <p>（削る。）</p> | | <p>（外来魚の移植の制限）</p> <p>第三十二条の二 次の各号に掲げる魚種（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、当該魚種が漁業権の対象となっている場合において当該魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植するとき、及び当該魚種の移植について知事の許可を受けたときは、この限りではない。</p> <p>一 ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚をいう。）</p> <p>二 ブルーギル</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別記第八号様式の二による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請書のほか、第一項の許可をすることがどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求められることがある。</p> <p>4 知事は、第一項の許可をしたときは、申請者に別記第八号様式の三による許可証を交付する。</p> <p>5 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。</p> <p>8 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>9 第二項から第五項までの規定は、前項の規定により許可証に記載された事項につき変更しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「別記第八号様式の二による申請書」とあるのは「別記第八号様式の四による申請書に許可証を添付して」と、第四項</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|---|--|
| <p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> | <p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第四十八条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> | <p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第四十九条 この規則の規定のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別記第十号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第十一号様式による許可証を交付する。</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり制限又は条件を付けることがある。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行つてはならない。</p> <p>7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、別記第十一号様式の二による申請書を知事に提出し、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>一部改正〔平成二三年規則九五号〕</p> | <p>中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第四項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>追加〔平成五年規則二二二号〕</p> <p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第三十三条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は水産動植物の採捕に使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別記第九号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第十号様式による許可証を交付する。</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行つてはならない。</p> <p>7 第一項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第二項から第四項までの規定は、前項の規定により許可証に記載された事項につき変更しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「別記第九号様式」とあるのは、「別記第十一号様式」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第十条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>10 知事は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者が第四項（第八項において準用する場合を含む。）</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|--|--|
| <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>八 許可の有効期間</p> <p>九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>第四章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> | <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>八 許可の有効期間</p> <p>九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>第四章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第四十九条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定により、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> | <p>（許可船舶に対する停泊命令）</p> <p>第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定による処分に違反する事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときもまた同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による停泊期間は、四十日を超えないものとする。</p> <p>3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日を超えないものとする。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号・一五年四二号〕</p> | <p>の規定により付された制限若しくは条件に違反したとき、又は漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。この場合は、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>11 第一項の許可を受けた者は、当該許可が効力を失った場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。第七項の規定により許可証の変更許可を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。この場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>全部改正〔昭和五一年規則七七号〕、一部改正〔平成六年規則六一号〕</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|--|-----------------|
| <p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> | <p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第五十条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前項の場合において、知事は、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 前条第三項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機の備付け命令)</p> | <p>(無許可船に対する停泊命令)</p> <p>第五十二条 知事は、合理的に判断して漁業を営む者が当該漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があるときは、当該漁業を営む者又は当該漁業を営む者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。</p> <p>2 前項の規定による停泊期間は、四十日を超えないものとする。</p> <p>3 第一項の場合には、第五十条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号・一五年四二号〕</p> <p>(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚命令等)</p> <p>第五十三条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して期間を指定し、もつぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具、漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。</p> <p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第五十一条 知事は、漁業の許可を受けた者につき合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定による処分に違反する事実があると認める場合において、漁業の取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>一部改正〔平成六年規則六〇号・一五年四二号〕</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|---|-----------------|
| <p>第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>（停船命令）</p> <p>第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> | <p>第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>（停船命令）</p> <p>第五十二条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次の各号に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 別記第二号様式による信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> | <p>（新設）</p> <p>（停船命令）</p> <p>第五十四条 漁業監督吏員は、法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 別記第十二号様式による信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> <p>一部改正〔平成一五年規則四二号〕</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|---|---|
| <p>第五章 雑則</p> <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第五十五条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p> <p>（はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識）</p> <p>第五十八条 次に掲げるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 ○○はえ縄漁業及び○○はえ縄漁業</p> <p>二 ○○流し網漁業及び○○流し網漁業</p> | <p>第五章 雑則</p> <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第五十三条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十四条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十五条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（漁具の標識）</p> <p>第五十六条 海面において、次の各号に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は綱の中間に別に定めるところにより、浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 刺し網漁業（流し刺し網（いわし、ぶり、さば又はめぬけをとることを目的とするものに限る。）により行うものに限る。）</p> <p>二 かじき等流し網漁業</p> <p>三 はえ縄漁業（総トン数五トン未満の船舶を使用するものを含む。）</p> | <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第五十五条 法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第十三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>（漁具の標識）</p> <p>第五十八条 次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は綱の両端に水面上一・五メートル以上の高さのボンデンを付け、幹なわ又は綱の中間に別に定めるところにより、浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデン電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 はえなわ漁業（総トン数五トン未満の船舶を使用するものを含む。）</p> <p>二 流しさし網漁業（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いわし、ぶり、さば又はめぬけを目的とするものに限る。）</p> <p>三 たこつぼ漁業</p> | <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第三十四条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置しその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第三十五条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|---|---|---|
| <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>（添付書類の省略）</p> <p>第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者</p> <p>二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三</p> | <p>四 たこつぼ漁業</p> <p>五 かが漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第五十七条 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>（添付書類の省略）</p> <p>第五十八条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第二項若しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項におい</p> | <p>四 かが漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。 一部改正〔平成二〇年規則二〇号・三〇年一号〕</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 罰則</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十五条、第三十四条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条第一項、又は第四十九条第六項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>二 第十四条、第三十二条第一項、第四十六条第三項又は第四十九条第四項（第四十四条第二項及び第四十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> | <p>第四章 罰則</p> <p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第六条、第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三十二条まで、第三十二条の二第一項若しくは第七項又は第三十三条第六項の規定に違反した者</p> <p>二 第十二条、第二十二條第一項、第三十二条の二第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第三十三条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|---|--|--|---|
| <p>十四条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十七條第二項又は第五十二條第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> | <p>て準用する第二十二條第二項、第四十六條第二項又は第五十條第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> | <p>三 第三十二條第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者</p> <p>四 第三十四條第二項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條第一項、又は第五十三條の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>一部改正〔昭和四三年規則一号・五三年七二号・五八年五七号・平成二〇年二〇号〕</p> | <p>三 第二十二條第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者</p> <p>四 第二十四條第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則七七号・五八年五九号・平成五年二二號〕</p> |
| <p>第六十二條 第二十五條第一項（第三十二條第十一項及び第五十條第八項において準用する場合を含む。）、第三十一條、第三十四條第十項又は第四十六條第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> | <p>第六十條 第二十五條第一項（第四十八條第八項において準用する場合を含む。）、第三十一條、第三十三條第十項又は第四十五條第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> | <p>第六十條 第十一條第一項（第四十九條第九項（第四十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項若しくは第二項又は第四十八條第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>一部改正〔昭和五三年規則七二号〕</p> | <p>第三十七條 第十條第一項（第三十三條第九項において準用する場合を含む。）又は第三十二條の第二十項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>一部改正〔昭和五一年規則七七号・平成五年二二號〕</p> |
| <p>第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。</p> | <p>第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。</p> | <p>第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>一部改正〔昭和五三年規則七二号〕</p> | <p>第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。</p> |
| <p>第六十四條 第十七條第二項、第十九條第二項若しくは第二十五條第三項（第三十二條第十一項及び第五十條第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六條から第二十八條まで、第三十條第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二條第十一項及び第三十四條第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十四條第十二項の規定又は第五十條第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p> | <p>第六十二條 第十七條第二項、第十九條第二項、第二十五條第三項（第四十八條第八項において準用する場合を含む。）、第二十六條から第二十八條まで、第三十條第一項若しくは第二項又は第四十八條第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p> | <p>第六十二條 第十一條第三項（第四十九條第九項（第四十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十二條、第十七條、第十八條、第二十條第一項若しくは第二項、第二十九條第二項、第三十一條第四項若しくは第五項又は第四十九條第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一部改正〔昭和五三年規則七二号・平成六年六〇号〕</p> | |
| | <p>附 則 (施行期日)</p> | <p>附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則 1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--|---|--|
| | <p>1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第四条第一項（第二十号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年十二月一日から施行する。 （千葉県海面漁業調整規則等の廃止）</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>一 千葉県海面漁業調整規則（昭和四十年千葉県規則第六十九号）</p> <p>二 千葉県内水面漁業調整規則（昭和四十一年千葉県規則第七号） （経過措置）</p> <p>3 この規則の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の法第六十六条第一項又は前項の規定による廃止前の千葉県海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第七条第一項の許可を受けている者（以下この項において「旧許可者」という。）が営む漁業が、第四条第一項の許可を要するものに該当する場合には、旧許可者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において同項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>4 前項の規定により受けたものとみなされる許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の残存期間とする。</p> <p>5 施行日前に旧海面規則又は附則第二項の規定による廃止前の千葉県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、この規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。</p> <p>6 前項の規定により、この規則の規定によりしたものとみなされる旧内水面規則第六条の規定による許可の内容（採捕の種類、採捕区域及び採捕期間をいう。）は、第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項の規定により付けた条件とみなす。</p> <p>7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> | <p>2 千葉県海面漁業調整規則（昭和二十六年千葉県規則第七十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 旧規則又は法第六十六条第一項の規定に基づいてした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定又は法第六十六条第一項の規定に基づいてしたもののみならず。</p> <p>4 前項の規定により、この規則又は法第六十六条第一項の規定によりしたものとみなされた許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>5 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。</p> <p>6 第七条第三号。第六号（いわし流しさし網漁業（東京内湾及び夷隅郡岬町太東埼灯台正東線以北の海域において操業するものに限る。）、ぼらまきさし網漁業及び狩さし網漁業を除く。）、第九号（簡易潜水器を使用する漁業に限る。）、第十三号（いかを目的とするものを除く。）、及び第十七号に掲げる漁業は、昭和四十年十一月三十日までは、知事の許可を受けないで営むことができる。</p> <p>7 第四十条に規定するはまぐり貝まき、ちようせんはまぐり貝まき及びあさり貝まきについては、漁業協同組合が第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて、はまぐり又はあさりを種苗として採捕するため当該漁具を使用する場合に限り、第四十九条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から六十日間は何事かの許可を受けないで使用することができる。</p> <p>8 第四十一条第一号に掲げる区域において東京水産大学小湊臨海実験場が、同条第二号及び第三号に掲げる区域において千葉県水産試験場がそれぞれ試験研究等のため水産動植物を採捕することについては、第四十九条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から昭和四十一年三月三十一日までの間は知事の許可を受けないで採捕することができる。</p> <p>9 この規則施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（昭和四十三年一月十九日規則第一号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>2 千葉県内水面漁業調整規則（昭和二十六年千葉県規則第八十七号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 旧規則に基づいてした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際、現に効力を有するものは、この規則の相当規定に基づいてしたものとみなす。</p> <p>4 前項の規定により、この規則の規定に基づいてしたものとみなされた許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>5 この規則の施行前に旧規則に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。</p> <p>6 第六条第四号及び第十三号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、昭和四十一年九月三十日までは知事の許可を受けないで採捕することができる。</p> <p>7 この規則施行の際、現に漁業権に基づき第二十八条第三号に掲げる漁具により水産動植物を採捕している者は、昭和四十一年九月三十日までこの規則の規定にかかわらず、当該漁具により水産動植物の採捕をすることができる。</p> <p>8 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和四十七年六月九日規則第四十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十一年十一月三十日規則第七十七号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第三十二条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正前の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりした許可その他知事の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりしたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により、改正後の規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|---|--|
| | | <p>2 この規則の施行前になされたこの規則による改正前の千葉県海面漁業調整規則第三十五条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和四十三年七月十九日規則第四十三号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十四年八月十九日規則第六十五号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十六年九月十七日規則第七十二号） この規則は、昭和四十六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十七年二月二十二日規則第四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十七年七月十一日規則第五十一号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十八年六月十二日規則第四十二号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十年八月十二日規則第四十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則第七条第四号の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、改正後の千葉県海面漁業調整規則第七条第四号の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、旧許可の有効期間とする。</p> <p>附 則（昭和五十二年六月七日規則第四十号） この規則は、昭和五十二年六月十七日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年六月六日規則第三十六号） この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年十月六日規則第七十二号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十八年六月十七日規則第五十七号） この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十八年八月五日規則第六十九号） この規則は、昭和五十八年九月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六十一年六月十三日規則第四十号）</p> | <p>4 改正前の規則の規定により交付した許可証は、改正後の規則の相当規定により交付した許可証とみなす。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十八年六月十七日規則第五十九号） この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六十一年十月二十一日規則第六十一号） この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成五年三月三十一日規則第二十二号） この規則は、平成五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年九月二十九日規則第六十一号） この規則は、平成六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十六号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の規定によりなされた申請又は届出に係る改正後の千葉県内水面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行前に改正前の規則第十条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しについては、改正後の規則第十条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。この場合において、改正後の規則第十条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第三十七号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十三年九月二十八日規則第四百号） この規則は、平成十三年十月一日から施行する。</p> |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|--|-----------------|
| | | <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年九月二十九日規則第六十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第六十二条の改正規定及び次項の規定は、同年十一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則（第六十二条の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十二年三月十七日規則第十六号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の規定によりなされた申請又は届出に係る改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行前に改正前の規則第十一条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しについては、改正後の規則第十一条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。この場合において、改正後の規則第十一条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第三十六号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十三年九月二十八日規則第百三号） この規則は、平成十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十四年三月十二日規則第十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十二年法律第二百六十七号）第六十七条の規定による海区漁業調整委員会の指示を受けて、いるか突棒漁業を営んでいる者は、改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|---|-----------------|
| | | <p>正後の規則」という。) 第七条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間は、知事の許可を受けないで当該漁業を営むことができる。</p> <p>3 平成十四年四月一日前に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第三条の二第三項の規定による許可の申請をした漁船又は同日前に同法第九条第二項の規定による登録の申請をした漁船に係る推進機関についての改正後の規則第四十七条第一項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行前にした行為及びこの規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十四年八月六日規則第八十一号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十四年八月十五日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成十四年四月一日前に漁船法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十号）による改正前の漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第三条の二第三項の規定による許可の申請をした漁船又は同日前に同法第九条第二項の規定による登録の申請をした漁船に係る推進機関についての改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「四五〇キロワット」とあるのは、「九〇馬力」とする。</p> <p>3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十二号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十六年六月二十九日規則第百四十四号） （施行期日）</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|---|-----------------|
| | | <p>1 この規則は、平成十六年八月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七条第十号、第十四号及び第十八号に掲げる漁業について同条の許可（以下「旧許可」という。）又は改正前の規則第二十一条第一項の起業の認可（以下「旧認可」という。）を受けている者は、当該旧許可に係る許可証又は当該旧認可を通知する書面に記載された船舶について、改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条又は第二十一条第一項の漁業ごと及び船舶ごとの許可（以下「新許可」という。）又は起業の認可（以下「新認可」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新許可の有効期間又は新認可に係る改正後の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間は、旧許可の有効期間又は旧認可に係る改正前の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間の残存期間とする。</p> <p>3 この規則の施行の日前に前項前段の規定により新許可を受けたとみなされる者が申請を行った旧許可に係る船舶並びに同項前段の船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の変更については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十七年二月八日規則第八号） この規則は、平成十七年二月十一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年六月二十八日規則第百二十八号） この規則は、平成十七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十七年十一月二十九日規則第百八十二号） この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十年三月二十八日規則第二十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県海面漁業調整規則第七条各号に掲げる漁業について同条の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、この規則の施行の日において漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定により知事の許可（以下「新許可」という。）を受けたも</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|--|-----------------|
| | | <p>のとみなす。この場合において、新許可の有効期間は、旧許可の有効期間の残存期間とする。</p> <p>3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成二十一年十二月十五日規則第九十三号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成二十三年七月八日規則第九十五号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成三十年一月十九日規則第一号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四十条第二項及び第四十七条の改正規定、別記第五号様式の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。 （準備行為）</p> <p>2 かじき、かつお、まぐろ又はさめを目的とする流しさし網（以下「かじき等流しさし網漁業」という。）の方法により漁業を営もうとする者であつて、改正後の千葉県海面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第七条の規定による漁業の許可又は第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けようとするものは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則第八条第一項又は第二十一条第二項の規定の例により、かじき等流しさし網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすることができる。</p> <p>3 知事は、施行日前においても、新規則第七条、第八条第二項、第三項及び第六項、第九条、第十条、第十四条、第十九条、第二十一条第一項及び第三項、第二十二條から第二十八條まで並びに第三十条から第三十二條までの規定の例により、かじき等流しさし網漁業に係る漁業の許可及び起業の認可その他必要な行為を</p> | |

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|-----------------------------|--------------|--|-----------------|
| | | <p>することができる。 （経過措置）</p> <p>4 別記第五号様式の改正規定の施行の際現に交付されている改正前の千葉県海面漁業調整規則別記第五号様式による許可証は、その有効期間内においては、新規別記第五号様式による許可証とみなす。</p> | |

新 国の都道府県漁業調整規則例 (020428 確定版)

新 千葉県漁業調整規則案

現行 千葉県海面漁業調整規則

現行 千葉県内水面漁業調整規則

(削る。)

別 記

(削る。)

別 記

第1号様式～第五号様式 (略)

別 記

第1号様式～第11号様式 (略)

様式第一号

| 漁 業 | 様 式 |
|--|--------|
| 小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業 | ホク打123 |
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌料びき網漁業 | ホク自123 |
| 小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。) | ホク手123 |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業 | ホク123 |
| 小型さけ・ます流し網漁業 | ホク流123 |

第一号様式(第三十一条第一項)

| 漁 業 | 様 式 |
|--|--------|
| 小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業 | チハ打〇〇〇 |
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用えさびき網漁業 | チハ自〇〇〇 |
| 小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。) | チハ手〇〇〇 |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業 | チハ〇〇〇 |
| 中型まき網漁業 | チハ旋〇〇〇 |

第6号様式

- 1 小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業の許可番号の表示 チハ打〇〇〇
- 2 小型機船底びき網漁業のうち自家用えさびき網漁業の許可番号の表示 チハ自〇〇〇
- 3 小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)の許可番号の表示 チハ手〇〇〇
- 4 上記以外の小型機船底びき網漁業の許可番号の表示 チハ〇〇〇
- 5 中型まき網漁業の許可番号の表示 チハ旋〇〇〇

なお、各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする

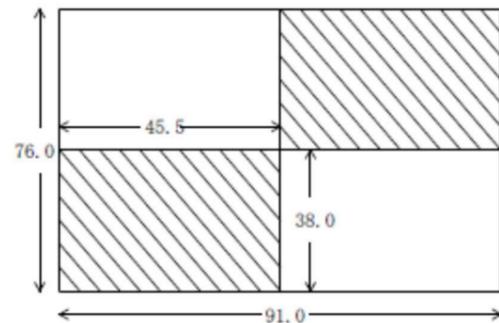
備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

(削る。)

(削る。)

第7号様式～第11号様式 (略)

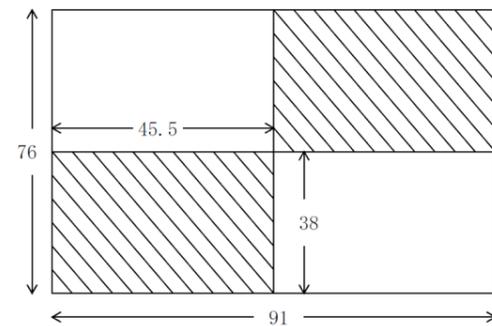
様式第二号



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

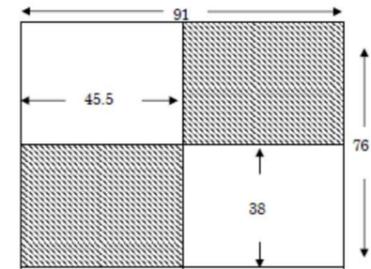
第二号様式(第五十二条第二項第一号)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

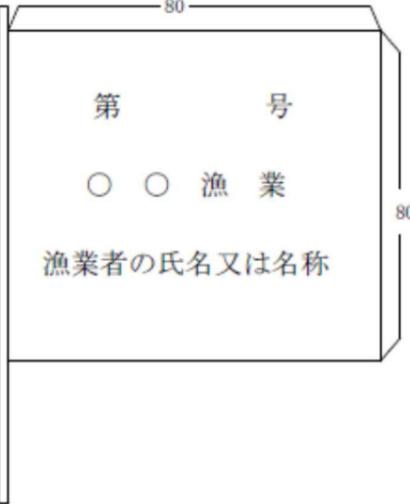
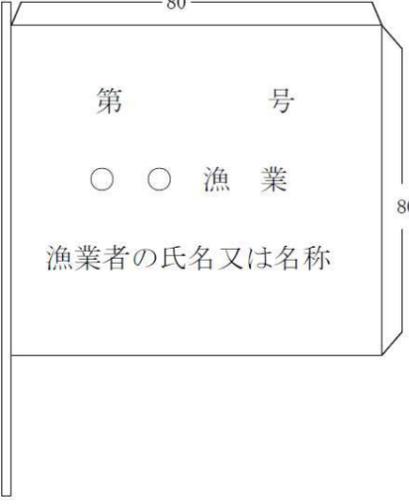
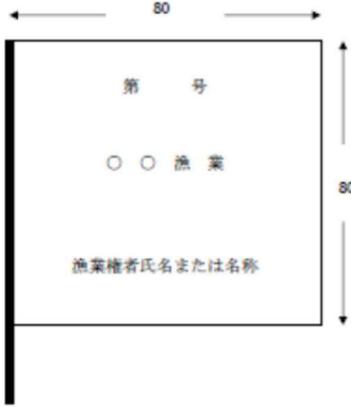
第十二号様式(第五十四条第二項)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

全部改正〔昭和44年規則65号〕、一部改正〔平成15年規則42号〕

| 新 国の都道府県漁業調整規則例（020428 確定版） | 新 千葉県漁業調整規則案 | 現行 千葉県海面漁業調整規則 | 現行 千葉県内水面漁業調整規則 |
|--|---|--|-----------------|
| <p>様式第三号</p>  <p>備考 1 標識は、赤色の布地である。 2 数字は、センチメートルを示す。</p> | <p>第三号様式（第五十五条第一項）</p>  <p>備考 1 標識は、赤色の布地である。 2 数字は、センチメートルを示す。</p> | <p>第 13 号様式</p>  <p>備考 1 本標識は赤色の布地である。 2 数字はセンチメートルを示す。</p> | |